


久喜市生涯学習推進計画 (久喜市まなびすとプラン)



久喜市
K U K I

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	生涯学習とは	2
3	学習の機会	2
4	生涯学習をめぐる国および県の動向	3
5	計画の性格	4
6	計画の位置づけ	4
7	計画の期間	4
第2章	本市の生涯学習の現状	5
1	生涯学習の実態とニーズ	5
2	今後に向けた生涯学習振興方策	7
3	学んだことの活用	7
4	社会教育施設等の利用状況	8
第3章	本市の生涯学習の課題	9
1	学習機会の充実に向けて	9
2	学習成果をいかす環境づくり	9
3	学習情報の収集・発信、相談体制の充実	9
4	生涯学習推進体制の強化	10
第4章	基本的な考え方	11
1	基本目標	11
2	基本方針	12
3	施策の柱	12
4	施策の体系	14
第5章	施策の展開	19
1	まなぶ	19
2	いかす	38
3	つなぐ	46
4	ささえあう	56
第6章	計画の推進	65
1	計画の推進	65
2	計画の進捗管理	65
資料		66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成22年3月の久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併による新市が誕生し、将来を展望した「久喜市総合振興計画*」が平成25年3月に策定されました。その中で、まちづくりの基本理念は「協働のまちづくり」「市民主役のまちづくり」「共生を大切にするまちづくり」「安全・安心を重視したまちづくり」となっています。

現在、少子高齢化の進展*、社会格差の増大・固定化*、地域社会・家族の変容*、産業構造・雇用の変化*、グローバル化の進展*など、わが国を取り巻く社会情勢は大きく変化し、生涯学習推進のあり方を左右する大きな要因となっています。このような中で、市民と行政の協働*による「いきがよいや潤いある学び（生涯学習）」を通して、「豊かなまちづくり」を進めていくことが大切です。

また、平成23年3月の東日本大震災の影響を受けて、地域の絆の重要性が改めて認識され、安全・安心な教育環境の実現と、学校・家庭・地域のより一層の連携に向けた取組みが必要です。

今後、豊かで潤いのある活力に満ちた地域社会を築いていくために、市民一人ひとりが生涯の「だれでも」「いつでも」「どこでも」自由に学ぶことができ、その学習の成果が適切にかきされるような生涯学習社会の実現が求められています。

そこで、本市においてもこのような背景を踏まえ、本市の生涯学習施策を計画的、総合的に推進するため、生涯学習推進計画（久喜市まなびすと*プラン）を策定します。

*久喜市総合振興計画：将来へ向けた久喜市のまちづくりの指針。

*少子高齢化の進展：生産年齢人口の減少、消費人口の減少により、将来の負担が次世代に送られたり、社会全体の活力が低下すること。

*社会格差の増大・固定化：インフォーマルな社会保障の喪失や経済格差の進行により、教育格差や格差の再生産や固定化がおこること。

*地域社会・家族の変容：核家族、一人親世帯など家族形態の変化や価値観・ライフスタイルの多様化で人間関係希薄化、社会的モラルの低下、明確な目的意識を持つことの困難性がおこること。また、社会の絆の喪失や個々人の孤立化がおこること。

*産業構造・雇用の変化：産業の低成長、サービス化や終身雇用・年功序列・新卒一括採用等の雇用慣行の変化、労働市場のミスマッチ、社会の人材育成機能の低下などによる失業率、非正規雇用の更なる拡大がすすむこと。

*グローバル化の進展：国際競争の激化、特に新興国の台頭や人モノ金の流動化、知識・頭脳の獲得競争激化、国際水平分業型のビジネスモデルや企業の採用活動のボーダーレス化、地球規模の課題(環境、資源、貧困等)により、国際競争力の低下・産業等の空洞化が懸念され、経済規模の拡大のみの限界があること。

*協働：市民と行政が対等な立場に立ち、共通の課題に互いに協力し合って取り組むこと。

*まなびすと：生涯学習をしている人の総称。

2 生涯学習とは

子どもから高齢者までの、「すべての市民」の「生涯にわたる学習」が対象です。市民一人ひとりが自らの意思に基づき、「いきがい」のある充実した人生や「心の豊かさ」を求め、自ら進んで行う具体的な学習活動をいいます。

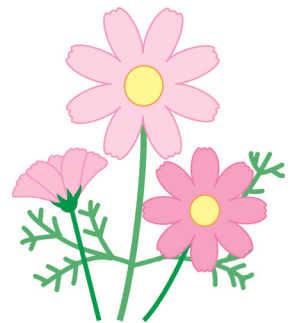
- (1) 人々が生涯にわたって自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会の構築をめざす考え方としての生涯学習です。
- (2) 学校教育、社会教育などの教育活動、自己学習活動、新しい知識、技能などを習得するための学習や日常生活での学習、それらの学習の総体としての生涯学習です。

3 学習の機会

現在では、生涯学習の考え方は幅広くとらえられています。一般的には、学校教育、社会教育、家庭教育、企業内教育、職業教育などの教育訓練活動のほか、地域活動や青少年健全育成の活動、スポーツ・レクリエーション活動、郷土芸能及び文化活動、趣味、ボランティア活動、読書、映画、旅行などの個々で行う学習活動など、人々を取り巻くあらゆる活動が生涯学習の中に含まれています。

さらに「いきがい」や「心の豊かさ」を求める活動も生涯学習のひとつであると考えられています。

- ア. 学校教育における学習機会
- イ. 社会教育における学習機会
- ウ. 家庭教育における学習機会
- エ. 企業内教育における学習機会
- オ. スポーツ・レクリエーション、文化活動における学習機会
- カ. まちづくりやボランティア活動における学習機会



市の花コスモス

4 生涯学習をめぐる国および県の動向

(1) 国の動向

平成18年12月に教育基本法が改正され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」（第3条）とする生涯学習の理念が、新たに定められました。

また、家庭教育に関する規定が新設され、国や地方公共団体は、保護者に対する学習機会や情報の提供、家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされました。

この教育基本法の改正を受けて、平成20年2月に中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」という答申を行いました。この中では、新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた、生涯学習の振興、社会教育の必要性と重要性を掲げ、国民一人一人の生涯を通じた学習への支援と学習成果の活用により、新たな学習の需要が生まれるという「知の循環型社会」の構築が示されています。

そして、平成20年6月には、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部が改正され、教育委員会の事務に、地域住民が学習成果を生かし、学校や社会教育施設での教育活動の他、地域における課題解決に向けた活動を行う機会を提供することが追加されるとともに、児童生徒に対して放課後や休日に学校などを利用して学習等の機会を提供する事業の実施やその奨励についての規定の整備が図られました。また、家庭教育に関する情報の提供も新たに追加されました。

(2) 県の動向

埼玉県においては、平成22年3月に、「生涯学習推進計画」を策定しました。「埼玉県の生涯学習の振興方策について」（平成20年3月）の報告を踏まえ、生涯学習振興のための基本的な考え方や方策を新たに入れた計画となっています。柱として、「自ら学び考え主体的に行動できる人を育てる生涯学習社会」「学んだ成果を地域づくりに生かす生涯学習社会」「伝統文化の継承と新しい文化の創造による地域づくりを進める生涯学習社会」を推進していくことを目指しています。

埼玉県の生涯学習を推進するための視点は以下の8点です。

- 自ら学び考え主体的に行動できる環境づくり
- 多様な学びへのきっかけづくり
- 家庭の教育力の向上
- 地域の教育力の向上
- 学校・家庭・地域の連携協力
- 人と人がつながり合う地域づくり
- 安心・安全な地域づくり
- 伝統文化の継承と新しい文化の創造による地域づくり

5 計画の性格

- (1) 久喜市の「生涯学習によるまちづくり」を進めるための方向性を示すものです。
- (2) 久喜市総合振興計画の将来像「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」の実現に向けて、生涯学習の視点から生涯学習施策の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- (3) 近年の社会情勢の変化に配慮し、国や県の動向を踏まえ、生涯学習推進計画にこれを反映させるものです。
- (4) 生涯学習の施策について、行政と関係機関等との連携・調整及び推進を図るための指針となるものです。

6 計画の位置づけ

この計画は、「久喜市総合振興計画」の生涯学習に関する施策を具体化するための個別計画とします。

「久喜市総合振興計画」に基づく個別計画としての「久喜市教育振興基本計画*」、「久喜市環境基本計画*」、「久喜市健康増進計画*」「久喜市食育推進計画*」「久喜市男女共同参画行動計画*」「久喜市地域福祉計画*」「久喜市次世代育成支援行動計画*」などの施策事業に留意し、これらの計画に含まれる生涯学習的領域と連携するものとします。

7 計画の期間

計画の期間は、平成25年度（2013年度）から、平成34年度（2022年度）までの10年間とし、その中間年に評価見直しを行います。また、「社会情勢が変化」した場合など、必要に応じて見直しを行います。

(平成)年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
久喜市総合振興計画・基本構想										
久喜市総合振興計画・基本計画										
久喜市教育振興基本計画						▲ 見直し				
久喜市生涯学習推進計画						▲ 見直し				

*久喜市教育振興基本計画：幼児教育や学校教育、人権教育、生涯学習等の教育行政を総合的に推進するための基本となる計画。

*久喜市環境基本計画：環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

*久喜市健康増進計画：市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進していくための計画。

*久喜市食育推進計画：食育を総合的かつ計画的に推進していくための計画。

*久喜市男女共同参画行動計画：久喜市男女共同参画を推進する条例に即した内容で本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための計画。

*久喜市地域福祉計画：地域福祉行政の運営や地域住民、各種団体、ボランティアなど民間の活動、行動の総合的な指針の役割を担う公私協働計画。

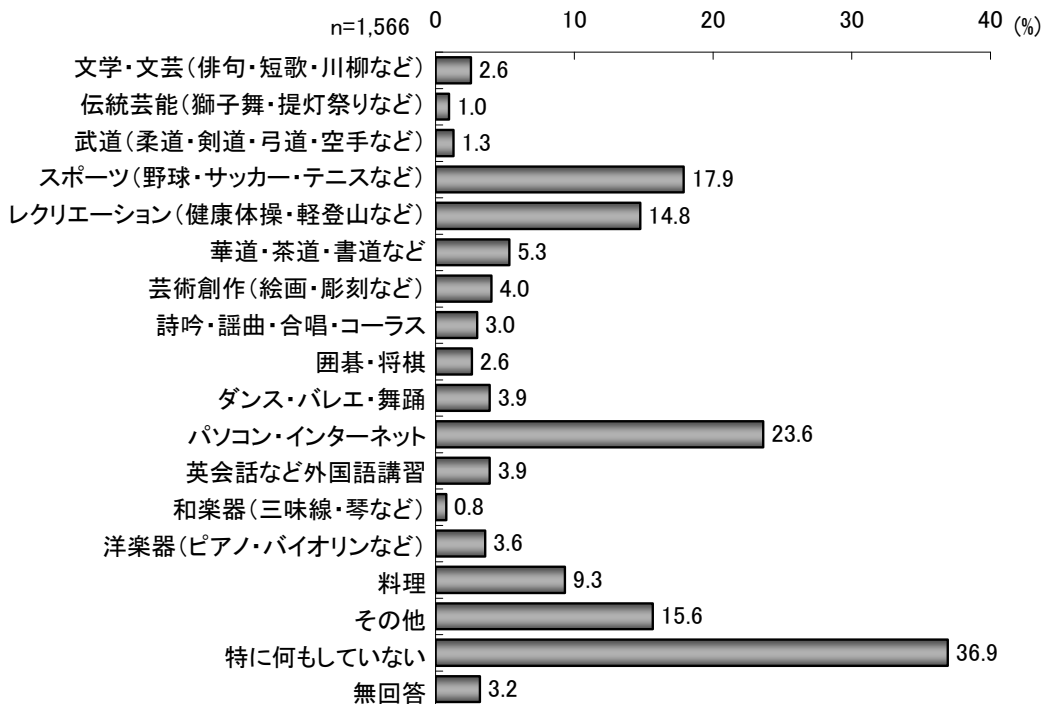
*久喜市次世代育成支援行動計画：地域全体で子育て支援に取り組むための計画。

第2章 本市の生涯学習の現状

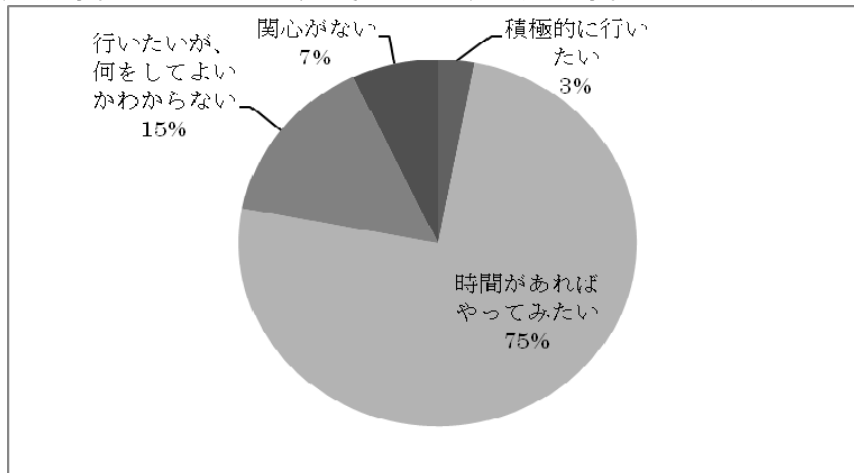
久喜市総合振興計画の「市民意識調査結果報告書（平成23年3月 回収数1566）」や久喜市生涯学習推進部が実施した「生涯学習アンケート（市内4地区まつりで一般市民に実施 平成23年10月～11月 回収数519）」から、市民の意識・実態やニーズの把握をしました。ここでは、それに基づく主な調査結果を以下にまとめ、本市における生涯学習の現状を明らかにします。

1 生涯学習の実態とニーズ

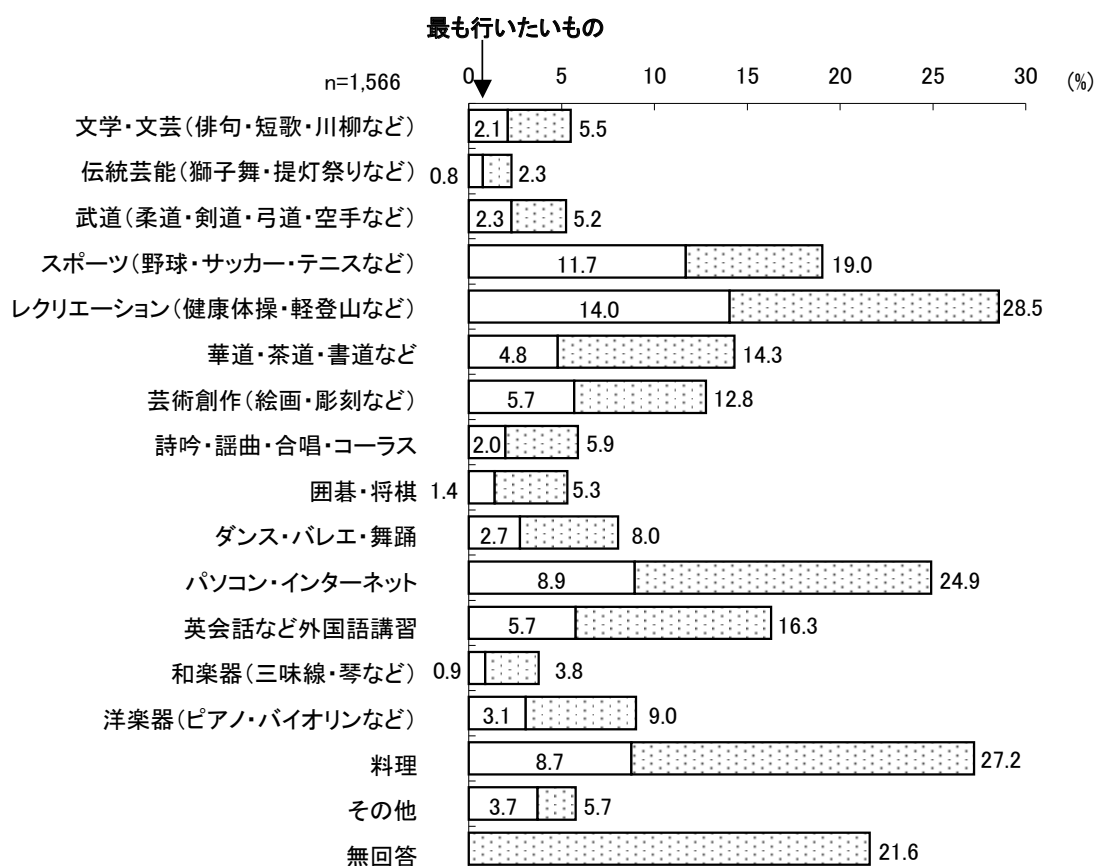
<あなたは、現在どのような趣味活動をなさっていますか。(市民意識調査)>



<あなたは、生涯学習についてどのように考えていますか(生涯学習アンケート) n=519>



＜あなたは、今後どのような趣味活動を行いたいと思いますか。3つまで選んで、次の欄にその番号を記入してください。その中で、最も行いたいものは一番左の欄に記入してください。（市民意識調査）＞



今後、学習をしたいという意欲を持っている人は8割を超えており、生涯学習に対する市民のニーズは非常に高いといえますが、現在、生涯学習をしている人は、約3割強となっています。市民が現在行っている学習は「パソコン・インターネット」「スポーツ(野球・サッカー・テニスなど)」「レクリエーション(健康体操・軽登山など)」が多くなっています。

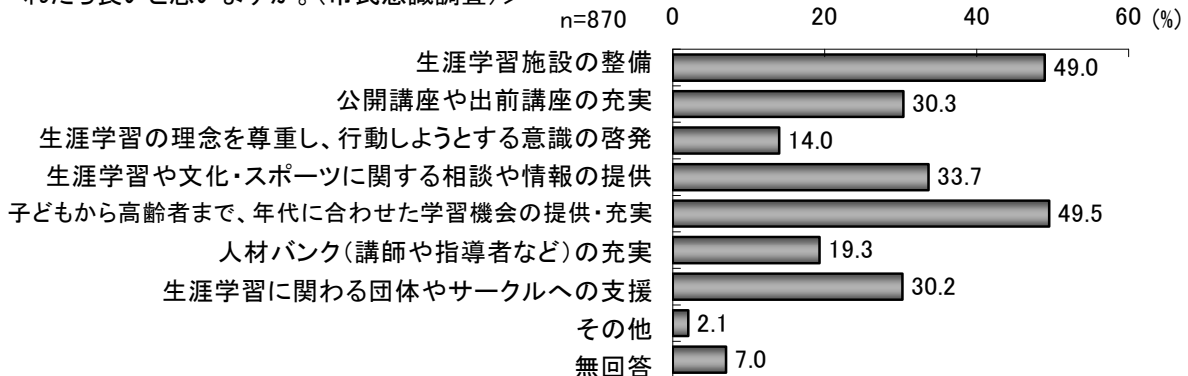
市民が求める趣味活動の内容は、「レクリエーション(健康体操・軽登山など)」「料理」「パソコン・インターネット」の割合が多くなっています。

年齢別では「レクリエーション(健康体操・軽登山など)」は50～60歳代、「料理」と「洋楽器(ピアノ・バイオリンなど)」は18～30歳代、「スポーツ(野球・サッカー・テニスなど)」や「英会話など外国語講習」は40歳代以下、「パソコン・インターネット」は50～60歳代でやや多くなっています。

「公民館活動」「スポーツ活動」など大半が参加したいと思っています。また、生涯学習をしなかった理由として、「仕事や家事が忙しくて時間がとれないから」「学習機会の情報が入手できないから」「学習のための費用がかかるから」が挙げられています。

2 今後に向けた生涯学習振興方策

＜あなたは、今後久喜市が生涯学習や文化・スポーツの振興を進める上で、どのようなことに力を入れたら良いと思いますか。(市民意識調査)＞

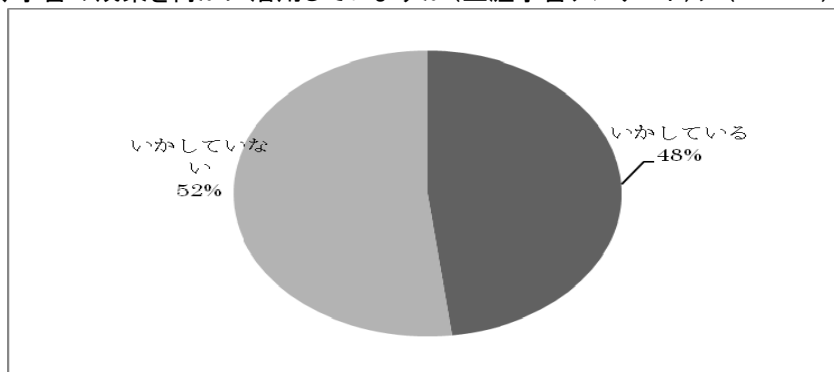


生涯学習や文化・スポーツの振興を進める上で、「子どもから高齢者まで、年代に合わせた学習機会の提供・充実」と「生涯学習施設の整備」への要望は、約半数を占めています。今後に向けては、「公開講座や出前講座の充実」「生涯学習や文化・スポーツに関する相談や情報の提供」「生涯学習にかかわる団体やサークルへの支援」にも力を入れて欲しいと答えています。

生涯学習アンケートからは市で取り組んでいる「市民大学*」「高齢者大学*」「放課後子ども教室ゆうゆうプラザ*」については半数の人が知っていると答え、参加したいとの気運はあるもののさらなる拡充も重要です。

3 学んだことの活用

＜あなたは、学習の成果を何かに活用していますか(生涯学習アンケート)＞(n=519)



生涯学習アンケートから、学んだことをいかしている人は4割ほどで、特に30代～40代ではいかしていない人が大部分となっています。いかしていると回答した人は「趣味や健康管理に」「ボランティア活動に」などに活用しています。

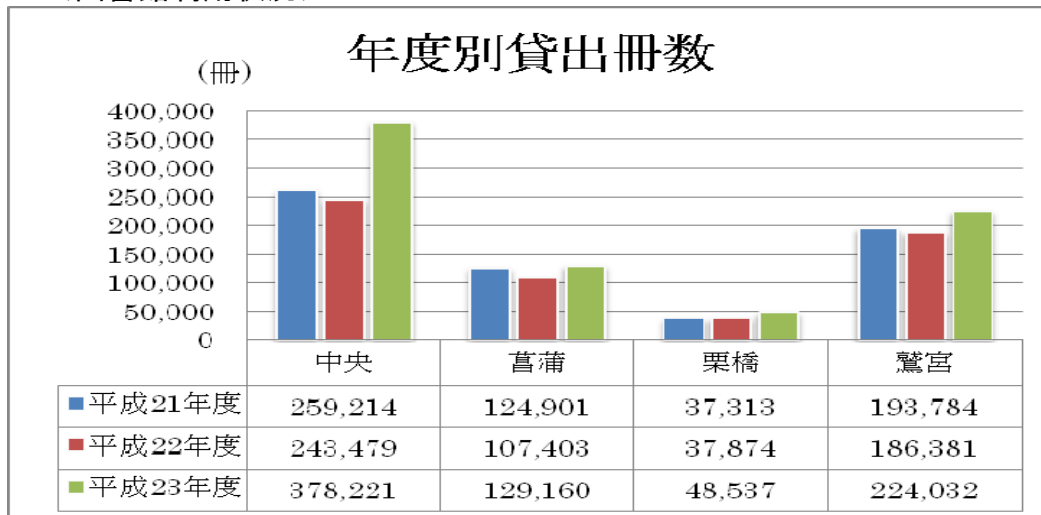
- *市民大学：30歳以上の市民の生涯学習及びボランティア活動への理解を深め、まちづくりのリーダーとなる人材を育成するための2年制の大学。大学院も設置している。
- *高齢者大学：60歳以上の方を対象に実際の生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的とした4年制の大学。
- *放課後子ども教室ゆうゆうプラザ：すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の施設等を活用し、安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供。久喜市では「ゆうゆうプラザ」の名称で実施している。

4 社会教育施設等の利用状況

<平成23年度 公民館利用状況>

公民館名	利用人数	利用団体数
中央公民館	151,547人	9,788団体
東公民館	51,721人	3,831団体
青葉公民館	15,743人	1,147団体
南公民館(農村センター)	15,242人	1,647団体
西公民館(清久コミュニティセンター)	39,076人	2,766団体
森下公民館	15,920人	1,150団体
栗橋公民館	43,459人	3,605団体
鷺宮公民館	30,670人	2,345団体

<図書館利用状況>



公民館等の社会教育施設では、新市になってからの利用が拡大しています。各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会などにも多くの市民が利用しています。

第3章 本市の生涯学習の課題

1 学習機会の充実に向けて

市民が求める生涯学習の内容は、性別や年代等で異なり、広範囲かつ多岐にわたり、生涯学習に対するニーズは多様化しています。

したがって、今後は、より一層多様化している市民ニーズに対応した学習機会の提供と新たな学習者の掘り起こしを進めていく必要があります。

また、教育基本法には、「個人の要望」と「社会の要請」に応えていくことが新たに加えられたことから、いきがいや教養だけでなく、人権、健康、福祉、環境、産業、消費生活、防災、安全など社会的な課題についても積極的に学習機会を提供し、市民と行政等が協働して地域課題を考え、その解決に向けて取り組んでいくことが必要です。さらに、地域への関心を高める学習や地域づくりに主体的に取り組むきっかけとなるような学習機会を充実していくことが望まれます。

そのため、公民館・市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室ゆうゆうプラザの充実、青少年の活動促進など総合的な学習機会の充実を進めていく必要があります。

さらに、郷土資料館を充実するなど、多彩な文化・歴史に触れ、これを楽しむとともに後世に伝え、市の文化的・歴史的資産を適切に活用されることも必要です。

2 学習成果をいかす環境づくり

多くの市民は、これまでの経験や学習成果をいかしたいと思っています。学習成果の発表の機会は、学習者の励みになり、また発表者と参加者との交流も生まれ、社会参加を促すこととなります。したがって、生涯学習関連施設や地域においての発表の機会を設け、充実していく必要があります。

また、学習活動の多くは、個人志向が強く、必ずしも学習成果が地域づくりに結びついていないといえます。市民が学んだことをきっかけとして、地域において、ボランティアやまちづくりの活動に取り組むなど、地域社会に還元できるような仕組みづくりの支援が必要です。

3 学習情報の収集・発信、相談体制の充実

学習情報や学びの成果をいかしたいと思っている人に、効果的な情報提供手段を用いて、学習情報を届けることができるかが課題となっています。

このためには、今後は、学習活動において必要とされる各種情報について、関係部署が連携し、生涯学習に関する情報を収集・整理し、提供していく必要があります。

また、一人ひとりの学習とその成果を活用するための学習相談体制の充実も求められています。

4 生涯学習推進体制の強化

生涯学習施策を総合的かつ効果的に推進していくためには、市民と行政が協働して全市を挙げて総合的に取り組む必要があります。

したがって、生涯学習施策の総合調整や諸施策の推進を担う社会教育委員*会議、生涯学習推進会議*や市内推進組織の体制強化を図るとともに、生涯学習団体や大学、企業、NPO*等とも連携、協働していく必要があります。

また、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実や図書館サービス施設の適正配置を進めるとともに、既設の図書館、公民館図書室を充実させていく必要があります。



市の木いちょう

- *社会教育委員：社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会に意見を述べたり、必要な研究調査を行ったり、青少年教育に関する助言・指導をしたりする。
- *生涯学習推進会議：生涯学習の推進のための提言を行ったり、基本的な指針の策定に関することを行う。
- *NPO (Non-Profit Organization)：営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。

第4章 基本的な考え方

1 基本目標

本市が目指す基本目標を以下のように示します。

～市民がつくる まなびのまちづくり～

「まなぶ」と「いかす」を「つなぐ」・「ささえあう」ことで豊かな人づくり、まちづくりを目指します。

(1) まなぶ、いかす、つなぐ、ささえあう生涯学習

久喜市は「まなぶ、いかす、つなぐ、ささえあう生涯学習」を合い言葉（基本的な考え方）として、市民の自らの意思による学習のもと、自己実現を図るとともに、市民の手による生涯学習のまちづくりを推進し、「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市 ～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」の実現を目指します。

(2) 久喜市のよさをいかす生涯学習

- ①久喜市では「久喜市生涯学習推進会議」を設置しています。市民の生涯学習を普及・奨励し、生涯学習推進についての総合調整を図っています。また、広く市民の意見や要望を取り入れ、生涯学習推進のため、スポーツ・文化活動、公民館活動や市民大学卒業生など、地域のリーダーとなっている実践者を中心に「久喜市生涯学習推進部*」を置いています。市民の組織としての生涯学習推進部は他にない久喜市の特徴です。さらに、公民館には行政職員のほかに「公民館運営委員*」を配置し、公民館事業の企画運営を担っています。協働の公民館運営は久喜市独自の方法です。
- ②市民大学（まなびすとカレッジ）は2年制で、大学院も設置されています。市民の生涯学習活動・ボランティア活動における指導者・リーダーの育成に成果をあげています。また、高齢者大学は4年制で、35年の歴史ある学びの場です。趣味活動や社会参加による生きがいを高めるため設置しています。
- ③久喜市放課後子ども教室ゆうゆうプラザは、市内の小学校で開設しています。多くの地域の方々の協力でたくさん子ども達の笑顔を見ることができます。
- ④「久喜市民まつり」「菖蒲産業祭」「栗橋やさしさ・ときめき祭り」「鷲宮コスモスフェスタ」などのイベントで社会教育団体の積極的な参画協力が多く見られます。また、鷲宮催馬楽神楽・除堀の獅子舞等多くの伝統芸能があり、継承されています。以上のような、久喜市のよさを伸ばしながら、生涯学習活動を推進します。

*生涯学習推進部：生涯学習推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の手による生涯学習を推進する。

*公民館運営委員：各公民館で実施する公民館事業について、企画運営に参画し、地域に密着した事業を展開する。

2 基本方針

市民一人ひとりの生涯学習推進の方向性を明確にするため、3つの基本方針を定めます。

(1) 自らの意思による生涯学習（自主）

市民一人ひとりが「いきがい」のある、「心豊かな」充実した人生を送るために、市民の自らの意思による生涯学習を推進します。

(2) 協働による生涯学習（協働）

市民と行政がそれぞれの異なる立場や役割を自覚し、「協働」の理念のもとに、市民と行政のパートナーシップによる生涯学習を推進します。

(3) まちづくりにつながる生涯学習（創造）

まちづくりの主人公は市民であるという視点に立ち、市民が主体的・自主的に生涯学習に関わり、心のふれあう潤いと活力に満ちた豊かで住みよいまちづくりを推進します。

3 施策の柱

本市の生涯学習を推進するため、4つの柱に基づいた施策を推進します。

まなぶ〔さまざまな学びの提供〕

いかす〔学んだことがいかせる場の整備〕

つなぐ〔学びでつなぐネットワークの推進〕

ささえあう〔学びを支えあう体制づくり〕

(1) まなぶ〔さまざまな学びの提供〕

「いきがい」や「心の豊かさ」を求め、自己実現を図る学習や人との出会い、交流など学習活動自体に楽しみを見出す市民の学習を支援します。また、社会の変化にともなう個人のキャリア開発や社会・経済などの変化に対応する学習機会の提供に努めます。

さらに、多様化する市民の学習活動の中で、市民一人ひとりに「だれでも」「いつでも」「どこでも」、それぞれのライフステージやライフサイクルに応じた多様な学習機会の提供を図り、「豊かに生きる、健やかに生きる、共に生きる」学習づくりのための生涯学習環境の整備・充実に努めます。

(2) いかす〔学んだことがいかせる場の整備〕

人は、求められいかされることにより輝き、充実感を持ちます。

「学び、育った」学習の成果をボランティア活動や地域社会の発展に幅広くいかすための場の整備に努めます。

さらに、市民の持つあらゆる「人生の得意技（知識・技術）」や「生活の知恵」など、地域の人材を積極的に活用し、「人材の活用、ボランティア活動への参加、地域コミュニティ*活動の推進」で市民が集う魅力あるまちづくりのための生涯学習環境の整備・充実に努めます。

(3) つなぐ〔学びでつなぐネットワークの推進〕

地域における学習活動を進めるためには、行政がその調整役となり、関係者が連携をし、多様な地域課題等に応じた形態をもつネットワークを構築することが重要です。

学んだ成果が日常生活の中でいかされ、相互に結びつき、刺激し合い、充実させるために、施設のネットワーク化、事業のネットワーク化、情報のネットワーク化、人材のネットワーク化、各団体のネットワーク化を図り、市民の生涯学習の機会の整備に努めます。

さらに、市民の人材登用、人材活用による生涯学習の推進や市民、地域、各団体、各施設、行政の連携を深め、施設・事業・情報・人材ネットワークづくりのための生涯学習環境の整備・充実に努めます。

(4) ささえあう〔学びを支えあう体制づくり〕

学びを支えあう体制づくりを図り、生涯学習推進体制の総合的な整備に努めます。また、市民一人ひとりのキャリアアップや生きがいづくりによる自己実現や人との絆を深めるため、各種学習情報の提供や相談体制の充実に努めます。

さらに、市民同士、市民と行政のパートナーシップによる推進体制の整備・充実、情報提供・相談活動とそのシステム化・市民団体の活性化の促進で生涯学習のまちづくりのための生涯学習環境の整備・充実に努めます。

*コミュニティ：地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながり。

まなぶ

さまざまな学びの提供

豊かに生きる

1. 家庭教育の支援
2. 学校教育の充実
3. 子どもの体験活動の充実
4. 個人のキャリア開発の支援
5. ライフステージに応じた学習の充実
6. 情報通信技術（ICT）を活用した学習の推進
7. 芸術・文化に関する学習の推進
8. 公民館を拠点とした学習の充実
9. 図書館を拠点とした学習の充実
10. 郷土資料館を拠点とした学習の充実

健やかに生きる

1. 健康に関する学習の推進
2. 食育に関する学習の推進
3. 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
4. 環境問題に関する学習の推進

共に生きる

1. 人権を尊重した教育の推進
2. 男女共同参画社会の推進
3. 地域福祉の推進
4. 国際理解と国際交流の推進
5. 安全・安心なまちづくりの推進

い か す

学んだことがいかにせる場の整備

人材の活用

1. 生涯学習人材バンクの整備・充実
2. 生涯学習市民リーダーの積極的な活用
3. 学習活動の発表や仲間づくりの場の創出

ボランティア活動への参加

1. ボランティア・コーディネーターの養成
2. ボランティアの活躍の場の充実

地域コミュニティ活動の推進

1. 地域の自主活動の推進
2. 学習グループ・地域活動者の支援
3. 学校・家庭・地域の連携、協力

つ な ぐ

学びでつなぐネットワークの推進

施設ネットワーク

1. 学校施設の開放と活用
2. 生涯学習関連施設の環境整備
3. 学校と生涯学習関連施設の連携と有効活用

事業ネットワーク

1. 学校教育と社会教育の連携・協力
2. 高等教育機関などの活用
3. 学習機会の連携
4. 生涯学習出前講座の拡充

情報ネットワーク

1. 学習情報のネットワークシステムの推進

人材ネットワーク

1. 人材の活躍の場づくり
2. 企業による学習支援の推進

さ さ え あ う

学びを支えあう体制づくり

推進体制の整備・充実

1. 生涯学習推進体制の整備・充実
2. 生涯学習の普及・啓発
3. 生涯学習施設の機能の整備・充実
4. 市民と行政の役割分担とパートナーシップの推進

情報提供・相談活動とそのシステム化

1. 学習情報・活用情報の充実・強化
2. 各種メディアによる学習機会の提供
3. 学習相談の整備・充実

市民団体等の活性化の促進

1. 社会教育関係団体や生涯学習推進団体との連携強化
2. 大学・NPO・企業との連携、協働

第5章 施策の展開

1 まなぶ

(1) 豊かに生きる

①家庭教育の支援

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。子どもは、家族とのふれあいを通して、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、社会的なマナーなどを身につけます。今、家庭教育の重要性が叫ばれていることから、家庭教育フォーラムの見直しをおこないながら、家庭教育を支援するための新たな施策を行ってまいります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	家庭教育フォーラム	子どもの家庭生活や学校生活で生じる悩みや出来事に対する意見交換	生涯学習課
2	家庭児童相談	児童や家庭を取り巻く種々の相談	子育て支援課 (家庭児童相談室)
3	子育て相談	保護者の子育てについての不安や悩み等の相談	子育て支援課 各地域子育て支援センター
4	児童相談	子どもに関する悩み等の相談	子育て支援課 児童センター 鷺宮児童館
5	育児相談	育児に関する悩み等の相談	保育課 各市立保育所
6	乳幼児健康相談	乳幼児の発育発達を促し、保護者へ必要な知識の普及と不安の軽減を図る	中央保健センター
7	家庭教育学級	子育てをしていく中で、子どもの将来を考え、自らも充実した人生を送ることができるよう、子育ての悩みや親子の関わり方等について仲間と共に学ぶ機会の提供	生涯学習課
8	親の学習	子育て中の親を対象とした、親が親として育ち力をつけるための学習	生涯学習課
9	PTA 活動の充実 (P23 再掲)	PTA 活動の活性化と会員相互の資質の向上、学校・家庭・地域が連携し、子どもの健全な成長を支援	生涯学習課

(1) 豊かに生きる

②学校教育の充実

児童生徒一人ひとりの能力を伸ばし、変化の激しい時代を生き抜くため、確かな学力や豊かな人間性や健やかな体、すなわちよりよく生きようとする自助*の意欲「生きる力*」、他者を尊重し助け合おうとする共助*の意欲「絆」、知性や感性「情操」の「総合的な人間力」を育む学校教育の充実を図ります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実	学力向上を目指した教育の展開等	指導課
2	豊かな人間性をはぐくむ教育の充実	久喜の子ども、5つの誓い*「一読、十笑、百吸、千字、万歩」の推進等	指導課
3	体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実	学校体育の充実等	指導課
4	学校における人権教育の充実	人権尊重の理念を養うことを目的とする教育活動の推進等	指導課
5	自立する力をはぐくむ教育の推進	社会を生き抜く力を培う体験活動の充実等	指導課
6	安全教育の充実	学校の危機管理体制の整備・充実等	指導課
7	教職員の資質の向上	教職員研修の充実等	指導課
8	学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	特別支援教育や教育相談の充実 といじめ・不登校対策の推進等	指導課

*自助：一人ひとりが最大限の努力で事を成し遂げること。

*生きる力：学校教育において、子どもたちに身につけさせたい、「知・徳・体」のバランスのとれた力の総称。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の3つの力の意味。

*共助：周囲の人々が互いに助け合うこと。

*久喜の子ども、5つの誓い：久喜市ゆかりの漢学者「中島撫山」の教えといわれる「一読、十笑、百吸、千字、万歩」を子どもたちに実践させるため、久喜の子ども、5つの誓いとして制定したもの。

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室ゆうゆうプラザをすべての小学校で推進します。

また、心豊かな子どもたちを育てるためには、地域での豊かな体験活動が不可欠です。家庭や地域社会において子どもたちが生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など様々な豊かな活動や体験をすることが望まれています。子ども達が休日を有意義に過ごせるような活動や体験の場、機会の充実に努めます。また、こうした活動に関する情報提供を組織的に進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	放課後子ども教室 ゆうゆうプラザの 推進 (P42・45 再掲)	学校・家庭・地域が連携し、安全・安心な活動拠点で豊かな体験活動、地域住民との交流活動	生涯学習課
2	健全な遊びの場と 年齢に応じた各種 事業	子どもたちが、自主的な活動や遊び、会館で計画する行事への参加などを通して、心身ともに豊かで健康的な子どもたちの育成	しょうぶ会館
3	遊びの広場、ふれ あい遊び、園庭開 放、育児相談等	子どもたちが安全に楽しく遊びながら健全に成長できる場の提供	子育て支援課 各地域子育て支援センター 保育課 各市立保育所
4	子ども育成団体へ の支援の充実	スポーツ少年団、子ども会、ボーイスカウト、青少年育成市民会議、その他多くの子ども育成団体の活動支援	生活安全課 生涯学習課
5	学校体育施設の開 放の推進 (P46 再掲)	休日の小中学校の体育館、校庭を地域の子どもの活動の場として開放	生涯学習課
6	子ども議会	子ども議会の開催	広報広聴課

(1) 豊かに生きる

④個人のキャリア開発の支援

産業構造の変化などを背景に、学力の持つ意味合いが大幅に変化しています。学びたい者が、いつでも、職業に必要な知識・技術等を学び直したり、更に深く学んだりすることにより、職業に必要な能力の向上や職業の変更等が可能となるよう、キャリア形成支援の充実を図ることが必要です。

個々の様々な資質や能力を高めるための市民の学習ニーズを的確に把握し、個人のキャリア開発に関する学習機会の充実を積極的に進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	起業家などの支援と育成	農業、商工自営業などに従事する起業家に対する学習機会の提供	農業振興課 商工観光課
2	高齢者の職業能力開発と活動支援	シルバー人材センターとの連携により、職業能力開発による高齢者の就業援助と高齢者の地域活動への参画支援	介護福祉課 商工観光課

(1) 豊かに生きる

⑤ライフステージに応じた学習の充実

生涯学習は「市民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指して、生涯にわたって行う学習」です。

その対象は一生にわたっています。充実した人生を送るためには、生涯各期のライフステージ*において、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が生かされるような社会が求められています。

昭和54年に設立された4年制の「高齢者大学」、平成7年に市民の生涯学習やそのリーダーの育成を目指し開校した「市民大学」での学習を今後も推進します。

ますます、高度化、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、学習内容の精選を図り、今日的課題の提供とライフステージに応じた学習支援の充実に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	子ども大学*くきの支援 (P50・64 再掲)	東京理科大学で子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会の提供	生涯学習課
2	青少年健全育成事業	各青少年健全育成活動団体が主催する事業を通じて、青少年健全育成の推進	生活安全課 各総合支所市民課
3	市民大学・大学院の充実	市民の生涯学習やボランティア活動への理解を深め、まちづくりのリーダーとなる人材の育成	生涯学習課
4	高齢者大学の充実	実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいの向上	生涯学習課
5	各公民館事業 (P26 再掲)	主体的な学習活動を支援するため、様々な学習機会を提供	中央公民館
6	学校開放事業の充実 (P45 再掲)	学校が有する人材や教育機能を開放し、地域住民の生涯学習を支援	生涯学習課
7	PTA 活動の充実 (P19 再掲)	PTA 活動の活性化と会員相互の資質の向上、学校・家庭・地域が連携し、子どもの健全な成長を支援	生涯学習課
8	民間生涯学習施設の調査・連携 (P51・60 再掲)	より質の高い市民ニーズにあった学習機会が提供できるように、民間施設の学習内容の調査研究	生涯学習課

*ライフステージ：出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

*子ども大学：埼玉県教育委員会、久喜市教育委員会、東京理科大学、久喜青年会議所が実行委員会を組織し開催。市内の小学生を対象に、大学や専門の先生が楽しくわかりやすい学びの機会を提供する。

(1) 豊かに生きる

⑥情報通信技術（ICT）を活用した学習の推進

情報通信分野において技術革新による情報・コミュニケーション技術のめざましい発展があり、パソコンをはじめとする情報機器の普及、インターネットの利用の拡大など急速に進んでいます。また、学習ニーズの高度化・多様化が進む中で、家庭・個人へのパソコンが普及しており、ICT*を活用した学習の推進に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	障がい者パソコン講座	視覚障がい者・上肢機能障がい者を対象とした、パソコンを使っての基本的な技能の習得	障がい者福祉課
2	パソコン講習会	パソコンを使っての基本的な技能の習得	中央公民館
3	IT ボランティア講師の養成・活用	地域の人材を養成し、IT ボランティア活躍の場の確保と環境整備	生涯学習課

* ICT : Information and communication technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。

個性あふれる豊かな文化の創造を目指し、市民一人ひとりが心にゆとりを持ち、市民の芸術文化活動のための環境を整備し、様々な市民文化活動の場や機会を創出することが求められています。そして、郷土の歴史と伝統文化を大切に継承しながら、日々の暮らしの中で潤いとゆとりを感じ、ふるさと文化のまちづくりは市民共通の願いです。

市民参加の事業として吹奏楽フェスティバル*、市民芸術祭*などを開催しています。

また、市民共有の財産である郷土伝統芸能や、伝統行事の保存・伝承のため、後継者の育成に努めています。

さらに、市民参画のイベントを充実させるとともに、イベントボランティアを育成するなど、市民主体の芸術文化活動を支援する環境づくりを進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	市民芸術祭、吹奏楽フェスティバルの充実	芸術・文化活動の振興と子どもから大人までの芸術・文化の発表の場の提供	生涯学習課
2	文化団体の活動支援	市民の文化的活動の振興を図り、文化団体の活動を支援	生涯学習課
3	芸術文化作品の映画鑑賞等各種のイベント	地域文化の振興を図り、市民の生活に潤いと心の豊かさをもたらすため、各種の自主文化事業	栗橋文化会館
4	郷土資料館展示・企画展 (P28 再掲)	テーマを設けた展示を実施し、郷土の歴史と文化の再発見の機会を提供	文化財保護課

*吹奏楽フェスティバル：埼玉県芸術文化祭地域文化事業として県との共催により開催。市内中学校、高等学校、社会人吹奏楽団等が出演。

*市民芸術祭：市内で活動する文化芸術団体が出演し、習得した芸術文化を発表する場と鑑賞する機会として開催。

公民館は地域の人たちが集まって、話し合いや仲間づくり、学習活動、趣味のサークル活動などを行うところです。

地域住民の主体的な学習活動を支援するため、ライフスタイルに応じた様々な学習機会を提供します。また、市民参加による事業を企画運営するとともに、学校・家庭・地域と連携した公民館事業を推進します。

市民が利用しやすい学習施設の充実を図るため、大規模改修工事等の整備充実を進めます。また、快適で利用しやすい施設とするため、施設機能や備品等を整備します。

さらに、身近な学習施設として、地域教育活動の支援や活動拠点となるよう適正配置の検討を実施します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	各公民館事業 (P23 再掲)	主体的な学習活動を支援するため、様々な学習機会を提供 各公民館主催講座 公民館連絡協議会主催事業	中央公民館※
2	公民館まつり (P40・42・43 再掲)	8つの公民館ごとに、公民館運営委員会と地域住民との協働により実施	中央公民館

※中央公民館：担当課の中央公民館は青葉公民館、南公民館、西公民館、東公民館、森下公民館、栗橋公民館、鷲宮公民館を所管しているため、それぞれの公民館の事業も含まれます。

(1) 豊かに生きる

⑨図書館を拠点とした学習の充実

市民の学習活動・課題解決を支援するために、図書館の環境整備を進め、図書館体制を強化します。

情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう、ICTを導入した図書館を目指すとともに、市民ニーズへの的確な対応や利用の向上を図るために、他の公共図書館や関連施設、関係機関・関係団体とのネットワーク体制の整備、連携に努めます。

また、すべての市民にとって利用しやすい図書館となるために、年齢や障がい者、外国人などさまざまな利用者に対応したサービスの提供を推進します。さらに、子どもが身近に読書に親しめるように、子どもの年齢や発達段階に応じた図書資料の整備や事業を推進し、子どもの読書活動への理解や関心を深めるための啓発事業の実施に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	図書館自主事業の充実	市民の学習活動・課題解決を支援するために、利用者のニーズを反映した図書館自主事業の提供	中央図書館※

※中央図書館：担当課の中央図書館は菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室、鷺宮図書館を所管しているため、それぞれの図書館等の事業も含まれます。

郷土についての歴史、考古及び民俗等に関する資料の収集、保存、調査及び研究を行う郷土資料館の充実を図ります。また、これらの活用を図り、市民の教育、学術及び文化の向上に努めます。そして、郷土の資料を活用した講座や子どもたちが郷土の歴史・文化を学ぶ機会を提供します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	特別展・企画展の実施 (P25 再掲)	テーマを設けた展示を実施し、郷土の歴史と文化の再発見の機会を提供	文化財保護課 郷土資料館
2	古文書講座	郷土に関する古文書の解説を通じて、郷土の歴史の再認識	文化財保護課 郷土資料館
3	子ども歴史広場	子ども達が行事や昔の遊びに接する機会の提供	文化財保護課 郷土資料館
4	郷土資料館ボランティアの養成	調査、資料整理等の活動に協力するボランティアを養成	文化財保護課 郷土資料館

(2) 健 や か に 生 き る

①健康に関する学習の推進

健康に関する学習については、久喜市健康増進計画に基づき推進します。

久喜市健康増進計画では、市民一人ひとりが自ら健康づくりを実践していくことができるよう、重要な項目については目標値を定めるとともに、その達成に向けて手段を提案します。

生活習慣病を予防するため、生活習慣を改善し病気を予防する一次予防に加え、病気を早期に発見し、生活習慣病の悪化を防ぐ二次予防の取り組みも、併せて推進します。

健康づくりは生涯にわたる取り組みが必要です。すべての世代における健康づくりを効果的にすすめるために、「幼少世代」「青年世代」「壮年世代」「高齢世代」の4つの各世代の重点的な取り組みを設定します。また、「自分」「家族」「地域（グループ・関係団体）」「行政」がともに協働し、それぞれ支え合えるしくみを築く等、連携の輪を広げる健康づくり施策を推進します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	こころの健康講座	こころの健康に関する知識の普及・啓発	中央保健センター
2	ママ・パパ教室事業	妊娠・出産・育児に必要な知識や技術の普及	中央保健センター
3	健康づくり事業 (P30 再掲)	健康に関する必要な知識の普及、情報提供	中央保健センター
4	健康教育の充実	健康の大切さを認識し、健康課題をよりよく解決するための資質や能力の育成	指導課
5	薬物乱用防止教室	薬物乱用防止、喫煙・飲酒について、有害性、危険性の理解	指導課
6	健康づくりに関する啓発事業	市の広報紙やホームページ等における健康づくりに関する知識や情報の提供	健康医療課 中央保健センター 各保健センター

食育に関する学習については、久喜市食育推進計画に基づき推進します。

久喜市食育推進計画では、バランスのよい食生活と規則正しい生活リズムを通じて、市民の誰もが健康な生活を営めるよう“健康なからだをつくる食育”を推進します。

また、生産者と消費者の交流を図り、地域の「食」の良さを知り広めるよう、“地域を知る食育”を推進します。さらに、「食」の体験を通じて「食」への感謝の気持ちを持ち、家族や仲間と一緒においしく楽しい食事をしながら、「食」について楽しく学ぶ、「豊かな心を育む食育」を推進します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	食生活改善事業	食生活の改善に関する知識の普及、情報提供	中央保健センター
2	健康づくり事業 (P29 再掲)	健康に関する必要な知識の普及、情報提供	中央保健センター
3	農業体験、料理教室等の開催	農業や農村への理解	農業振興課 各総合支所環境経済課
4	食に関する指導の充実	栄養のバランスが取れた食事の大切さや、休養、睡眠、運動、食事などの食習慣の学習	指導課
5	高齢者のためのいきいきクッキング	介護予防のための栄養改善に関する食べ方や調理法の修得	介護福祉課
6	食育推進に関する啓発事業	市の広報紙やホームページ等における食育推進に関する知識や情報の提供	健康医療課

全ての市民が、体力、年齢や適性に応じ、あらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境を整備します。

また、多くの市民がスポーツ・レクリエーション大会・教室等へ参加するきっかけとなる情報の提供・周知を図ります。

さらに指導者の育成を通じ、スポーツ・レクリエーション活動に、市民が積極的に取り組めるような環境を整備します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実	生涯学習課
2	総合型地域スポーツクラブ*の創設支援(P46 再掲)	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援	生涯学習課
3	スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援	市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援	生涯学習課
4	各種スポーツ教室	健康体力づくり・スポーツ体験	生涯学習課
5	スポーツ・レクリエーション指導者の育成	各種スポーツ・レクリエーション指導者を育成するための研修会・講習会	生涯学習課
6	各種スポーツ・レクリエーション大会	綱引大会・ふれあいスポレク大会などの各種スポーツ大会	生涯学習課
7	各種スポーツ・レクリエーション教室	スポーツカレッジ・各種スポーツ教室等の開催	生涯学習課
8	はつらつ運動教室	高齢者の心身機能の維持向上を図るため運動の機会を提供	介護福祉課
9	各地区市民体育祭	市民スポーツ・レクリエーション活動の推進 市民の交流場の提供	中央公民館 生涯学習課

*総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味・関心・レベルに合わせてさまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

本市は豊かな水辺と緑に恵まれた自然環境を有しています。しかし、近年都市化の進展により自然環境が急速に失われつつあります。

環境問題の解決のためには、環境への理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、自然とのふれあいを通じて、市民一人ひとりが地域に愛着を感じ、自然環境の保全と創造に、主体的に関わっていくよう意識啓発に努めることが重要です。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	環境教育 環境学習	環境に関する知識の向上	指導課 生涯学習課
2	ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動	環境意識の高揚と地域環境美化の促進	環境課 各総合支所環境経済課
3	廃油のリサイクル	廃食用油からの石けん作り	環境課 各総合支所環境経済課
4	ノーカーデー運動、アイドリングストップ運動	環境への影響を優先配慮し、ノーカーデー・アイドリングストップの推進	環境課 各総合支所環境経済課

(3) 共に生きる

①人権を尊重した教育の推進

幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会を開催し、人権意識の高揚に努めます。また、啓発冊子を作成、配布することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図ります。

さらに、広報くきに人権に係わる啓発文を掲載し、人権意識の高揚に努めます。そして、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	市内4地区で人権のつどい	平和と人権に対する意識の高揚	人権推進課 生涯学習課 各総合支所総務管理課 教育委員会各分室
2	広報啓発活動や講演会	児童虐待防止対策の強化 広報紙に人権に係わる啓発文を掲載	子育て支援課 人権推進課 生涯学習課
3	啓発物品や冊子等の配布	あらゆる人権問題の啓発	人権推進課 生涯学習課 教育委員会各分室
4	隣保館として、研修や文化活動等に利用できる場や、ふれあい交流の場	福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる事業を展開	しょうぶ会館
5	PTA 人権教育研修会	人権感覚・人権意識の高揚	生涯学習課
6	久喜市の社会人権教育、人権啓発冊子発行	人権感覚・人権意識の高揚	生涯学習課
7	教育集会所事業の充実	地域住民の人権感覚・人権意識の高揚、地域住民相互の交流	生涯学習課
8	社会人権教育指導者指導者養成講座	企業・事業者の人権教育指導者の養成	生涯学習課

(3) 共に生きる

②男女共同参画社会の推進

社会情勢が大きく変化し、個人の価値観が多様化する中で、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。このような環境の変化に対応しつつ、男女が均等に社会的及び文化的利益を享受でき、共に責任を担えるまちづくりを実現するため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できる機会の確保が求められています。

男女がともに個性と能力を生かし、自らの意思により、多様な生き方が選択できるまちづくりを目指し、男女共同参画社会の形成を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	男(ひと)と女(ひと)のつどい	男女平等意識の定着化と男女共同参画社会の形成促進	人権推進課
2	女性の悩み相談	悩みを抱える女性の相談	人権推進課
3	女性議会	女性議会の開催	人権推進課

高齢者、障がい者、児童などすべての市民が、生涯を通じて健康で安心して暮らせる、人にやさしい社会をつくるため、ノーマライゼーション*の理念を踏まえ、ソーシャルインクルージョン*の考え方に基づいた、ともに支え合う福祉のまちづくりが求められています。

すべての市民が健康で文化的な生活が送れるように、市民意識の高揚に努めるなど、市民と行政が一体となって地域福祉の充実に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	福祉相談	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言	障がい者福祉課
2	フレンドシップ学級事業	交流会、創作活動、レクリエーション等の事業	障がい者福祉課
3	生活支援及び障がいに応じた作業支援	在宅の心身障がい者に、必要な自立訓練や授産活動の場の提供	障がい者福祉課
4	地域福祉推進のためのワークショップ	地域福祉推進のためのワークショップ	久喜市社会福祉協議会
5	消費生活相談 年金相談	消費生活や年金に関する相談	消費生活相談室 市民課（総合窓口）

*ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

*ソーシャルインクルージョン：人と人の新しいつながりを求めて、障がいのある人もすべての人が社会の構成員として互いに包み支えあう社会をつくるという考え方。

(3) 共に生きる

④国際理解と国際交流の推進

今日、交通手段の発達や情報通信技術の目覚ましい進歩により、政治、経済、社会、文化など様々な分野にわたって国際化が進展し、諸国間の交流や相互依存の関係が急速に深まっています。国籍や文化の違いを乗り越えて相互に理解しあい、市民と外国人が共生できるまちづくりが求められています。

そのため、国際化に対応できる人材を育成し、身近な生活の場での国際化、国際交流、国際理解教育をより一層進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	日本語教室	外国籍市民に日本語を勉強する機会と日常生活に必要な情報の提供	自治振興課
2	ローズバーグ市中学生派遣・受入	市内中学生のローズバーグ市への派遣及びローズバーグ市の中学生等の受入による国際交流活動	自治振興課

(3) 共に生きる

⑤安全・安心なまちづくりの推進

地震・洪水などの災害や交通事故などから、かけがえのない生命・財産を守り安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、災害や事故に対する意識の醸成や災害時における行動力の育成が必要となります。また、平成23年3月の東日本大震災の影響を受けて、地域の絆の重要性が改めて認識されました。安全安心なまちづくりに向けた取組みをより一層進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	交通安全の街頭啓発活動	交通安全意識の高揚のための啓発普及活動	生活安全課 各総合支所市民課
2	消費生活相談	日常生活を営むうえで、消費生活に関する問題を抱える市民に対し、解決のための助言	生活安全課
3	防災訓練	防災に対する意識の高揚・啓発	消防防災課
4	普通救命講習	心肺蘇生法・AED使用法の研修	埼玉東部消防組合
5	法律相談 行政相談 住宅耐震相談	法律・耐震等に関して市民に対し助言	生活安全課 開発建築課

2 いかす

(1) 人材の活用

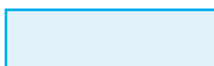
①生涯学習人材バンクの整備・充実

市民の学習要求に応えるため、貴重な経験、豊富な知識や知恵、優れた技術・技能などを持った方を、生涯学習の指導者として人材バンクに登録し、学習リーダーとして活躍していただきます。

「生涯学習人材バンク*」を「まなぶ」「いかす」「つなぐ」「ささえあう」を推進する視点で整備・充実に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	人材バンクの充実	多彩な生涯学習機会の提供	生涯学習課
2	スポーツ・レクリエーション指導者の養成	スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実	生涯学習課
3	市民交流の促進	スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくり・市民交流の促進	生涯学習課
4	人材の発掘と登録	多様な学習活動を支援できる貴重な体験や優れた技能、豊かな知識の持ち主を発掘し、人材バンクに登録し、その活用	生涯学習課
5	活用状況の実態調査の実施	生涯学習人材バンクの活用状況と学習の成果が生かせる機会や場の実態調査を実施し、人材バンクを整備・充実	生涯学習課

*生涯学習人材バンク：生涯学習に関する豊富な経験や資格を持つ個人や団体の人材情報を「人材バンク」に登録し、市民の皆さんが生涯学習を始めるときの情報提供をする。



(1) 人材の活用

②生涯学習市民リーダーの積極的な活用

人が住んでみたいと思う魅力的なまちには、やる気と意気込みにあふれる人々が様々な活動をしており勢いがあります。

まちには優れた多くの人材がいます。しかし、いくら優れた能力をもっていても、その力を発揮する機会に恵まれなければ人はいかされません。

「人はいかされることにより生きる（輝く）」と言われていています。専門的な知識や技能、豊かな経験や知識を持っている人、住みよいまちづくりに意欲的に参加する人を発掘し、活躍できる機会と場を確保することが求められています。

「市民大学」「高齢者大学」の卒業生の活動や生涯学習推進部の活動、さらに市民まつりの市民リーダーによる地域活動は全国に誇れる特徴です。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	ネットワークづくりの推進	市民大学・大学院や高齢者大学の卒業生、その他各種市民リーダーを結びつけ、育ったリーダーが活躍できる場の提供や情報の整備などネットワークづくり	生涯学習課
2	地域スポーツリーダーの育成	総合型地域スポーツクラブの育成を図るため、その基盤となる地域スポーツのリーダーとなる人材を育成	生涯学習課
3	企画ボランティアの活用	市民まつり、生涯学習推進大会など各種イベントにおいて、市民企画型の開催を推進するため、企画ボランティアを積極的に活躍の場	商工観光課 生涯学習課

(1) 人材の活用

③学習活動の発表や仲間づくりの場の創出

学習成果を広く周知し、仲間を増やすために、公民館をはじめとする生涯学習関連施設を中心に、学習の成果を生かす場や発表する場を拡充するとともに、学習者同士の交流の機会や仲間作りの場を創出していきます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	生涯学習推進大会 まなびすと久喜* (P57 再掲)	「まなびすと久喜」での学習活動の成果発表と生涯学習活動への誘いの場の設定	生涯学習課
2	生涯学習研修大会 まなびすとフォーラム* (P57 再掲)	「まなびすとフォーラム」として、市民の意見交換の場の設定	生涯学習課
3	市民文化祭事業の実施 文化振興事業の実施	文化活動への参加・鑑賞・発表機会の充実	生涯学習課
4	市民まつり (P42 再掲)	市民まつりでの学習活動の成果発表への支援	商工観光課
5	公民館まつり (P26・42・43 再掲)	公民館まつりでの学習活動の成果発表と生涯学習活動への誘いの場の設定	中央公民館
6	コスモスフェスタ	「コスモスフェスタ」での学習活動の成果発表と生涯学習活動への誘いの場の設定	鷺宮総合支所環境経済課
7	やさしさときめき祭り	「やさしさときめき祭り」での学習活動の成果発表と生涯学習活動への誘いの場の設定	栗橋総合支所市民課

*生涯学習推進大会（まなびすと久喜）：生涯学習推進大会のスローガンのもと、生涯学習にかかわる市民が学習成果の発表等を行うもの。

*生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）：様々な生涯学習に取り組んでいる市民の方が一堂に会し、テーマを設定し、グループ討議、発表を行うもの。

(2) ボランティア活動への参加

①ボランティア・コーディネーターの養成

ボランティアは個人の自由意志に基づき、各人が持っている技能や時間を提供し、社会に貢献することです。地域で活躍する市民やボランティア団体等、新たな人材の掘り起こしを行い、地域リーダーとなりうる人材を発掘していきます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	手話奉仕員養成講座	手話奉仕員養成研修委託事業 手話技術の学習	障がい者福祉課 久喜市社会福祉協議会
2	各種ボランティア養成講座や講習会	地域ボランティアの養成、ボランティア団体の活動助成、地域福祉の振興	障がい者福祉課
3	点訳ボランティア養成講座	点訳活動の知識・技術	久喜市社会福祉協議会
4	高校生ワークキャンプ	長期休業中のボランティア体験	久喜市社会福祉協議会
5	生涯学習ボランティアの育成と活用	生涯学習で学んだ成果を、ボランティア活動を通して幅広く社会に生かす、生涯学習支援ボランティアを育成し活用	生涯学習課
6	ボランティア情報の充実	ボランティア活動に関する活動相談、情報交換、情報提供など活動の活発化を目指し、ボランティア情報を充実	生涯学習課
7	ライフサイクルに応じたボランティア活動の充実	人生各期の特性に応じたボランティア活動への情報の提供に努めます。特に、高齢者との交流による子ども育成活動、地域伝統文化活動などの充実に努めます。	生涯学習課

(2) ボランティア活動への参加

②ボランティアの活躍の場の充実

福祉活動をはじめ、各種事業に多数の市民が参加しています。また、子どもたちも各学校において、環境ボランティアなど多くの場面で活躍しています。ボランティア活動を通して豊かな心、他人を思いやる心や感謝の心、勤労の尊さや社会に奉仕する精神が育成され、ボランティア活動が各方面で注目されています。

今後は、ボランティア活動をより一層市民に広めるとともに、学習、スポーツ、学校支援などのボランティア活動の支援や活躍の場を充実します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	コスモスふれあいロードの整備・活用	市民との協働により種まきや除草作業	鷺宮総合支所環境経済課
2	清掃美化活動	住民との協働による道路環境づくり	建設管理課 各総合支所建設課
3	市民まつり (P40 再掲)	市民ボランティアの手による市民まつり実施の支援	商工観光課
4	公民館まつり (P 26・40・43 再掲)	公民館まつりへのボランティアの参画の推進	中央公民館
5	放課後子ども教室 ゆうゆうプラザ (P21・45 再掲)	放課後子ども教室ゆうゆうプラザでの指導サポーター・下校サポーターなどの協力	生涯学習課
6	学校応援団 (P45・49・54 再掲)	学習支援・環境支援・安全安心支援・部活動支援などの学校の支援	指導課

(3) 地域コミュニティ活動の推進

①地域の自主活動の促進

日常生活の中で、自分たちの暮らしている地域と、学びを通してどのように関わっていったらよいか関心が高まっています。

市民一人ひとりが地域とつながりを持つためには、地域活動のリーダーを育成するとともに、学習グループや地域活動者を支援し、地域コミュニティ活動を充実する必要があります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	コミュニティ祭りの推進	コミュニティ祭りの円滑な運営の支援と、市民相互の交流と連帯感を高め、コミュニティづくりの推進	栗橋総合支所市民課 鷲宮総合支所市民課
2	イベントボランティアの充実	コミュニティ活動の推進のため、市民まつり、生涯学習推進大会、れんげ祭りなどの各種イベントにおいて、子どもの参加なども含め、広く市民からイベントボランティアを募集	商工観光課 農業振興課 生涯学習課
3	公民館まつりの充実 (P26・40・42再掲)	8つの公民館ごとに、公民館運営委員会と地域住民との協働により実施される公民館まつりを充実	中央公民館

(3) 地域コミュニティ活動の推進

②学習グループ・地域活動者の支援

生きがいのある充実した人生を送るための様々な学習の場が用意されており、多くのグループやサークルが学習活動を行っています。

市民の生涯学習へのニーズに応え、市民の学習を支援し、生きがいづくりやキャリアアップのための環境整備が必要です。

市民の生涯学習活動を奨励・支援するため、生涯学習施設でのサービス向上、学習情報の整理と提供、地域活動者を支援します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	コミュニティ協議会の運営事業	コミュニティ団体に対して、財政的支援及び事務的支援を行い、コミュニティづくりを推進	自治振興課 各総合支所市民課
2	公民館市民企画事業	市民企画事業の実施による学習グループ等の活動の振興	中央公民館
3	活動リーダーの育成と活用	スポーツ活動、野外活動、地域子ども会などの青少年育成に携わる、地域活動を支援できるリーダーを育成し活用	生涯学習課
4	学習発表会の提供・充実	生涯学習推進大会、公民館まつり、市民芸術祭などの学習発表の場の充実とともに、学校教育活動、地域活動での発表の機会を充実	生涯学習課 中央公民館

(3) 地域コミュニティ活動の推進

③学校・家庭・地域の連携、協力

都市化の進展や生活様式の多様化とともに、地域社会での人と人との結びつきが希薄になっています。市民一人ひとりがそれぞれの地域に主体的に関わり、相互に連携・協力できるような、心のふれあう地域コミュニティの形成が必要です。

「豊かな地域が、豊かな学校をつくり、豊かな学校が、豊かな地域社会を創造する」という考えのもと、学校を地域コミュニティの拠点としてとらえ、学校・家庭・地域のパートナーシップにより、活力ある地域社会づくりを進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	放課後子ども教室ゆうゆうプラザ(P21・42 再掲)	放課後子ども教室ゆうゆうプラザでの指導サポーター・下校サポーターなどの協力	生涯学習課
2	学校応援団 (P42・49・54 再掲)	学習支援・環境支援・安全安心支援・部活動支援などの学校の支援	指導課
3	学校開放事業の充実 (P23 再掲)	学校と地域社会の連携、交流を深め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進	生涯学習課

3 つなぐ

(1) 施設ネットワーク

①学校施設の開放と活用

市内全小・中学校で学校開放事業を実施しています。今後も、学校教育上支障がないと認める範囲で、子どもと地域住民がともに学べる身近な活動の場として学校施設の開放を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	学校体育施設の開放の推進 (P21 再掲)	休日の小中学校の体育館、校庭を地域の子どもたちの活動の場として開放	生涯学習課
2	余裕教室、特別教室の開放の検討	余裕教室、特別教室などで子どもたちが地域住民と新たな学習活動や居場所として交流、連携の場となるように施設開放を検討	生涯学習課
3	総合型地域スポーツクラブの創設支援 (P31 再掲)	地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援	生涯学習課

(1) 施設ネットワーク

②生涯学習関連施設の環境整備

市民にとって身近な施設である公民館をはじめ、図書館、郷土資料館、体育館等、その他生涯学習関連施設において、乳幼児を持つ親や高齢者、障がいのある人が気軽に施設を利用できるように、授乳室の設置やバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点で施設の改修整備の推進を図ります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	郷土資料館の充実	文化財の保護・郷土資料館活動の充実	文化財保護課
2	公民館の充実	公民館活動の充実	中央公民館
3	図書館施設の充実	図書館施設設備の充実	中央図書館
4	体育施設の充実	市民にとって使いやすい体育施設の充実	生涯学習課
5	複合施設の調査・研究	学校施設を地域における学習環境の中核施設として、学校施設と他の公共施設との複合化を図り、地域の学びの拠点となるような複合施設のあり方について調査・研究	生涯学習課
6	公文書館の充実	公文書館所蔵資料の充実	公文書館

(1) 施設ネットワーク

③学校と生涯学習関連施設の連携と有効活用

生涯学習活動の高まりに応じて、生涯学習関連施設の連携による活用が求められています。

学校教育施設との連携を図り、施設の枠を越えた地域ぐるみの生涯学習を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	余裕教室活用のための状況整備の推進	学校の余裕教室を子どもと地域の人との語らいや憩いの場、子どものくつろぎの場、子育てサロンなどの地域交流室として、また、高齢者や障がい者と子どもたちとの豊かなふれあいの場として活用を図るため関係機関との調整	社会福祉課 介護福祉課 障がい者福祉課 子育て支援課 教育総務課 生涯学習課
2	学校図書館と市立図書館の連携の充実	学校図書館と市立図書館の連携の推進	指導課 中央図書館
3	生涯学習関連施設有効利用の推進	学校、公民館、図書館、体育館、郷土資料館、文化会館などの生涯学習関連施設を学習活動に有効活用しやすいように仕組みを整え、地域ぐるみの総合的な学習環境の整備	生活安全課 生涯学習課 中央公民館 中央図書館 文化財保護課
4	子どもをサポートする事業の充実	公民館、図書館、児童センターなどの生涯学習関連施設において、子どもの体験活動などのプログラムを拡充し、子どもをサポートする事業を充実	子育て支援課 児童センター 生涯学習課 中央公民館 中央図書館

(2) 事業ネットワーク

①学校教育と社会教育の連携・協力

学校教育に地域の教育力や学習資源が取り入れられ、より豊かな教育活動が展開されています。また、地域の人々にとっても生涯学習の機会や学習成果の活用機会が充実されます。今後もより一層の連携・協力を推進します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	学校応援団 (P42・45・54再掲)	各学校において、学習支援・安心安全支援・環境整備支援・部活動支援などの学校応援団の推進	指導課
2	地域住民ボランティア並びに学校教育・社会教育行政担当者による連絡会議の開設	学校・社会教育関係者と地域住民からなる会議の立ち上げの検討	指導課 生涯学習課

(2) 事業ネットワーク

② 高等教育機関などの活用

生涯学習への期待が高まる中、「もっと教養を高めたい」「もっと専門的な知識を学びたい」と願う人が増えています。このような市民の学習ニーズに応え、生涯学習時代に対応するため、高等教育機関において人的・物的な教育機能を開放したり、社会人向けの公開講座を実施するなどの多様な学習機会の提供が期待されています。

今後は、一層の地域の活性化と市民の生涯学習の支援のため、高等教育機関などの連携を深め、幅広い学習機会の提供に努めていきます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	子ども大学くき (P23・64再掲)	東京理科大学で子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会の提供	生涯学習課
2	大学公開講座の活用	東京理科大学などの地元高等教育機関の実施する大学公開講座を活用	生涯学習課
3	高等教育機関などの活用	久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、鷲宮高校、栗橋北彩高校、東京理科大学などと連携し、専門的な学習支援を促進	生涯学習課
4	地域住民と大学生の交流の促進	地域の活性化を目指し、地域の行事に学生が参加しやすい環境を設け、地域住民と大学生との交流を促進	生涯学習課

(2) 事業ネットワーク

③学習機会の連携

市民の学習機会には、公民館や民間施設の講座や教室、その他職業的な技術・技能の開発などのキャリアアップを図る内容などがあります。

今日、学習の質・量とも拡大し、近隣市町の公共施設の相互利用など学習の場の広域化が進んでいます。

そこで、近隣の市町や学習団体・NPOなどがそれぞれの枠を越え、連携・協力して学習機会を提供し、市民の多様な学習ニーズに応えられるような学習サービスの向上を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	学習機会の広域化の推進	近隣市町と連携し、質の高い学習が双方向で活用できるようなシステムを構築し、学習機会の広域化を推進	生涯学習課
2	文化団体の育成支援	文化芸術団体の支援	生涯学習課
3	市民参加の推進	市民参加の情報及び機会の提供と啓発を行い、市民が市政に対して意見又は提案することができる市民参加の推進	自治振興課
4	民間生涯学習施設の調査・連携 (P23・60 再掲)	より質の高い市民ニーズにあった学習機会が提供できるように、民間施設の学習内容の調査研究	生涯学習課

(2) 事業ネットワーク

④生涯学習出前講座の拡充

ますます高度化、多様化する市民の学習ニーズに応える出前講座のメニューを再検討し、市民の学習活動の充実に努めます。また、市民・民間企業・公共機関・公益機関・子どもへの出前講座の拡充を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	生涯学習出前講座の充実	多彩な生涯学習機会の提供	生涯学習課
2	生涯学習出前講座の開発拡大	出前講座を行政職員のみならず、民間企業、公共機関、市民へと広げ、より充実した講座メニューが提供できるように出前講座を充実	生涯学習課

(3) 情報ネットワーク

①学習情報のネットワークシステムの推進

生涯学習に関する情報を集約して整理し、市民が学ぶことや学んだ成果をいかすことに関する必要な情報を市のホームページや広報くきなどを通して、学習・活用情報提供を行います。

また、紙媒体による情報提供の充実を一層図るため、生涯学習だより「まなびすと久喜」を定期的に発行するとともに、情報社会に対応するため、ホームページやメール配信サービス等、多様な手段により、効果的な情報発信を行います。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	学習情報の提供 (P60 再掲)	インターネットやホームページ 広報くきなど多様なメディアに よる学習資源の情報化の推進 と、学習情報の広域ネットワー ク化を推進し、幅広い学習情報 を提供	生涯学習課 広報広聴課

(4) 人材ネットワーク

①人材の活躍の場づくり

市民の生涯学習活動が活発になるにつれ、学んだ成果をボランティア活動や地域の発展にいかすことが求められています。しかし、学んだ成果を適切にいかせる活動機会の場があまりないというのが現状です。

これまでの生涯学習の充実は、学習機会の提供が中心でしたが、これからは学校支援ボランティアや地域活動などを通じて、学習成果をいかに活用促進するかが期待されています。学んだことが地域社会の中でいかされる活動の場づくり、情報の提供などを進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	活動機会の充実	市民まつり、生涯学習推進大会、市民体育祭、各スポーツ大会などの各種イベント及び子どもたちの様々な体験活動の支援などのボランティア活動、または地域活動に学習の成果を幅広く活かせる活動機会の提供を充実	生涯学習課 商工観光課 中央公民館
2	学校応援団 (P 42・45・49 再掲)	学習支援・環境支援・安全安心支援・部活動支援などの学校の支援	指導課

(4) 人材ネットワーク

②企業による学習支援の推進

企業に蓄積された知識や技術、ノウハウを地元市民に提供し、地域社会を構成する一員として連携していくことが期待されています。

企業による学習活動への支援や芸術文化活動への支援は、企業自身の事業内容の理解を深めるとともに、社会的なイメージを高める上でも価値ある活動となります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	生涯学習イベント交流の推進	生涯学習推進大会などの生涯学習イベントにおいて、企業・事業所などの参加を促進し、学習交流を深め、地域社会を構成する一員として参画する生涯学習イベント交流を推進	生涯学習課
2	企業による出前講座の開発支援	企業に蓄積された知識や技能・ノウハウを、市民のキャリアアップなどの学習活動に生かせるような、企業による出前講座を支援	生涯学習課
3	大人の社会科見学	公民館の講座で事業所を見学	中央公民館
4	事業所見学	市民大学で事業所を見学	生涯学習課
5	社会体験チャレンジ	キャリア教育の一環で中学生が職場体験	指導課

4 ささえあう

(1) 推進体制の整備・充実

①生涯学習推進体制の整備・充実

市民の手による生涯学習の推進を支援し、市民と行政のパートナーシップのもと生涯学習を推進するためには、総合的な組織体制の整備が必要です。

現在、生涯学習推進の体制として市民が主体となって取り組む「久喜市生涯学習推進会議」、「久喜市生涯学習推進部」が設置されております。

生涯学習の推進は市全体で取り組むべき課題であるにとらえ、総合的な視点のもと推進体制の整備充実を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	市民活動の推進	市民活動に関する情報提供と啓発を行い、市民活動団体の特性を活かした社会貢献事業に財政支援して市民活動を推進	自治振興課
2	生涯学習推進会議・生涯学習推進部への積極的支援	市民が主体となった施策の展開	生涯学習課
3	生涯学習推進会議の充実	生涯学習関連施策の推進に関する基本的指針の策定、生涯学習に関する総合調整、生涯学習の普及・奨励を推進する生涯学習推進会議を充実	生涯学習課
4	生涯学習推進部の拡充	自立した市民の手による生涯学習のまちづくりを、総合的に推進する生涯学習推進部の拡充	生涯学習課
5	公民館運営委員の拡充	主体的な学習活動を支援するため、公民館運営委員の拡充	中央公民館

(1) 推進体制の整備・充実

②生涯学習の普及・啓発

生涯学習の推進にあたり、市民に学習情報を提供し、学習欲求を喚起し、学習参加を働きかけることは、生涯学習社会を構築するうえで重要なことです。

生涯学習の普及・啓発のため生涯学習だより「まなびすと久喜」を発行し、学習機会の情報提供や団体活動など、生涯学習に関わる様々な情報提供を行っています。

さらに、市民に対する啓発とともに、多様な市民の学習ニーズに応え、充実したサービスを提供するため、市民同士がささえあい・高め合うことを重視していきます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	生涯学習だより「まなびすと久喜」の発行 (P60 再掲)	「自分づくり・仲間づくり・まちづくり」の学習情報を、広く市民に提供する生涯学習だよりを発行	生涯学習課
2	生涯学習推進大会 (P40 再掲)	「まなびすと久喜」での学習活動の成果発表と生涯学習活動への誘いの場の設定	生涯学習課
3	生涯学習研修大会 (P40 再掲)	「まなびすとフォーラム」として、市民の意見交換の場の設定	生涯学習課
4	公民館だよりの作成	公民館の講座の紹介やお知らせなどを提供	中央公民館
5	スポーツくき・文連だよりなどの支援	体育協会や文化団体連合会の広報紙の発行支援	生涯学習課

(1) 推進体制の整備・充実

③生涯学習施設の機能の整備・充実

市内には、公民館をはじめ、図書館、コミュニティセンター、総合体育館、郷土資料館、集会所などの多くの生涯学習関連施設があります。

生涯学習関連施設は、学習情報の提供、学習事業の企画・実施など、市民の学習活動を幅広く支援し、更に充実した学習サービスを提供する施設の機能の整備・充実を図ります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	社会教育施設の整備	生涯学習施設の整備・有効活用	生涯学習課 中央公民館 中央図書館 郷土資料館
2	市内体育施設の利用促進	スポーツ・レクリエーション施設の充実	生涯学習課

(1) 推進体制の整備・充実

④市民と行政の役割分担とパートナーシップの推進

「久喜市総合振興計画」は市民と行政の協働と、パートナーシップの推進を提唱し、市民参加・参画によるまちづくりの推進を重要課題として位置づけています。

市民と行政との連携協調関係を保ちながら、地域の諸課題に応じて地域社会のために、自主的・自立的に様々な活動を展開する相互のパートナーシップの大切さが認識されつつあります。

生涯学習社会においては、市民と行政とが生涯学習推進にあたり、ともに共通理念と目標を持ち、連携しながら行政の果たす役割を明確にします。

また、学校と地域住民がそれぞれの視点で教育効果をより一層高めるため、「学校・家庭・地域が一体となった学校づくり」を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	市民企画事業の充実	市民の企画による市民のための学習機会が提供できる市民企画事業を充実	生涯学習課 中央公民館
2	学校評議員制度の充実	学校と地域における教育機能の関連性の強化を図り、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを支援する学校評議員制度を充実	指導課

生涯学習だより「まなびすと久喜」を年間2回、全戸に配布し、施設情報や学習サークル情報を広く市民に学習情報を提供しています。

今日の高度情報化社会においては、生涯学習関連施設のネットワーク化、生涯学習団体・民間事業者との連携、学習者のネットワークづくりが求められています。そこでは、多くの学習情報が収集され、様々な生活環境の人、あらゆる世代の人に情報が共有化され、市民のニーズに応えられる学習情報が瞬時に提供できるシステムづくりが課題になっています。

民間生涯学習施設との連携、国、県、近隣市町との連携、生涯学習関連施設間のネットワーク化などを推進し、市民の多様な学習活動を支援します。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	公共施設予約システムを利用した生涯学習施設の活用促進	生涯学習施設の整備・有効活用	生涯学習課
2	文化財の保護、文化財の活用及び市史編さん	文化財の保護・郷土資料館活動の充実	文化財保護課
3	生涯学習関連施設間の連携	多様な市民の学習ニーズへのサービスを図るため、国、県、近隣市町の生涯学習関連施設との連携を強化し、学習内容などのネットワーク化を推進	生涯学習課
4	民間生涯学習施設の調査・連携 (P23・51 再掲)	より質の高い市民ニーズにあった学習機会が提供できるように、民間施設の学習内容の調査研究	生涯学習課
5	生涯学習だより「まなびすと久喜」の発行 (P57 再掲)	「自分づくり・仲間づくり・まちづくり」の学習情報を、広く市民に提供する生涯学習だよりを発行	生涯学習課
6	学習情報の提供 (P53 再掲)	インターネットやホームページ広報くきなど多様なメディアによる学習資源の情報化の推進と、学習情報の広域ネットワーク化を推進し、幅広い学習情報を提供	生涯学習課 広報広聴課
7	公文書館の活用	歴史資料として重要な市の公文書等の保存と活用	公文書館

生涯学習における情報化が進む中、生涯学習関連施設において情報機器の設置やインターネットの接続など情報環境が整備されつつあります。また、学習内容も高度化し、より専門的な公開講座などが情報通信技術を駆使し提供され、その活用が期待されています。

I T化が進む中、生涯学習における情報化を更に推進し、生涯学習関連施設に情報機器を設置し、インターネットの接続などの整備を図り、学習機会の提供に努めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	生涯学習関連施設の情報化の推進	生涯学習における情報化を推進するため、生涯学習関連施設においてインターネットへの接続など、情報機器を整備し生涯学習関連施設の情報化を推進	生涯学習課
2	生涯学習情報誌の発行	多彩な生涯学習機会の提供	生涯学習課
3	インターネットによる学習機会の提供	インターネットなどを利用した学習や広域的な学習機会の選択など、双方向性の学習機会を提供	生涯学習課

生涯学習支援のための学習相談を、生涯学習課内において随時受け付けています。

また、学習活動を活発にしたり、学習の機会や指導者の有無などの学習情報を幅広く市民に提供し、気軽に学習相談ができる体制づくりを整備することが必要です。

市民が気軽に相談できる窓口の充実やファックスやメールによる学習相談の充実に努めます。また、生涯学習推進のための専門的職員の活用や行政職員の研修の充実に努め、市民の多様な学習相談に対応できる相談体制の整備・充実を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	サークル・クラブ 情報誌の充実	公民館などの学習施設の利用団体や文化団体、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会などの生涯学習推進のサークル・クラブを紹介する情報誌の充実	生涯学習課 中央公民館
2	学習相談員の育成と確保	市民のボランティアによる学習相談員の育成と確保に努め学習成果を相談活動に生かす	生涯学習課
3	学習相談体制の整備	市民の学習活動を支援するための生涯学習施設への相談窓口の設置や相談員の配置・研修などを推進	生涯学習課

(3) 市民団体等の活性化の促進

① 社会教育関係団体や生涯学習推進団体との連携強化

社会教育関係団体が実施する各種事業の支援を行い、社会教育事業の更なる推進を図ります。

また、市民の自主的、主体的な学習活動がより一層進むために、生涯学習推進会議の活性化を図ります。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	社会教育関係団体への支援	社会教育関係団体の各種事業の支援 ・文化団体連合会 ・体育協会 ・スポーツ少年団 ・レクリエーション協会 ・スポーツ推進委員 ・ボーイスカウト ・子ども会育成連合会 ・PTA 連合会 ・婦人会連合会 ・ガールスカウト	生涯学習課

(3) 市民団体等の活性化の促進

②大学・NPO・企業との連携、協働

地域の活性化や特色あるまちづくりの活動につなげるために、大学やNPO、企業等に対して、生涯学習活動に係る情報提供や相談体制を充実するとともに、地域で活躍できる場や機会の提供に努め、連携・協働を進めます。

	事業名等	内 容	担 当 課
1	子ども大学くきの推進 (P23・50再掲)	多彩な生涯学習機会の提供	生涯学習課
2	彩の国生きがい大学との連携	多彩な生涯学習機会の提供	生涯学習課
3	NPOとの連携	市内のNPOと連携し、生涯学習活動の推進	生涯学習課
4	東京理科大学との連携	東京理科大と連携し、公開講座・子ども大学の開催	生涯学習課

第6章 計画の推進

1 計画の推進

本計画を推進するためには、生涯学習にかかわるすべての者が、それぞれが担う基本的な役割と責任を自覚し、相互に連携し協力して取り組む必要があります。

(1) 市民の参画

生涯学習施策の推進にあたっては、市民の方々の協力が不可欠です。そのため、わかりやすい情報提供に努めるとともに、市民、関係団体等の積極的な参画を促します。

(2) 関係機関との連携

各施策を具合的に進めていくため、市教育委員会が中心となり、市長部局をはじめ、国や埼玉県、家庭・地域・学校及び企業やNPO・関係団体と連携して取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、各事業の実施状況を調査し、計画の進捗状況を評価し、施策や事業の点検・見直しを図り、計画の推進に取り組みます。

また、施策の効果を確認し、改善していくため、次期計画策定前に市民アンケート等を実施します。こうした「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」の中で、施策・事業の実効性を高めます。

資 料

○久喜市生涯学習推進会議条例

平成 22 年 3 月 23 日
条例第 97 号

(設置)

第 1 条 市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための提言に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第 6 条 推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

(生涯学習推進部)

第 7 条 推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部(以下「推進部」という。)を置く。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議規則

平成 22 年 3 月 23 日
教育委員会規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例(平成 22 年久喜市条例第 97 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

学識経験者	久喜市内小・中学校校長会
	久喜市内高等学校校長会
	東京理科大学経営学部教授会
	教育委員会委員
	社会教育委員
	生涯学習推進部委員長
	生涯学習推進部委員
市民	公募による市民

(庶務)

第 3 条 推進会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

久喜市生涯学習推進会議委員名簿

氏 名	選 出 区 分
大井 章人	市内小中学校校長会
細田 清	市内高等学校校長会
白石 安男	東京理科大学教授会
榎本 英明	教育委員会委員
柿沼 公男	社会教育委員
○ 倉持 良幸	
杉田 栄子	
富田 伯枝	
横川 俊之	
金子 雄司	生涯学習推進部委員長
◎ 平 忠昭	生涯学習推進部委員
田沼 勝子	
中里 厚子	
矢部 元一郎	
飯島 祐紀夫	公募による市民
梅原 克彦	
金子 裕子	
北井 輝美	
玉川 達夫	
原嶋 憲二	

◎は議長 ○は副議長

久喜市生涯学習推進計画原案作成部会名簿

	氏 名	所 属 等
1	飯 島 祐紀夫	久喜市放課後子ども教室運営委員会会長
2	金 子 雄 司	久喜市社会教育指導員
3	末 田 幸 治	久喜市立久喜東小学校長
4	林 龍 江	久喜市スポーツ推進委員
5	原 嶋 憲 二	青葉公民館長

スーパーバイザー

	氏 名	備 考
1	野 島 正 也	文教大学 学長

アドバイザー

	氏 名	備 考
1	岸 輝 美	久喜市スポーツ少年団 本部長
2	栗 原 保	東京国際大学 講師

計画策定経過

期 日	会議等名	主な内容
平成 23 年 7 月 7 日	生涯学習推進会議	計画策定について
8 月 26 日	第 1 回原案作成部会	計画策定の趣旨説明等
9 月 21 日	第 2 回原案作成部会	久喜市総合振興計画から
9 月 30 日	生涯学習推進会議	計画策定に向けて
10 月 19 日	第 3 回原案作成部会	第 2 次推進計画から
11 月 9 日	生涯学習推進会議	計画策定に向けて
11 月 16 日	第 4 回原案作成部会	他市の生涯学習推進計画から
12 月 14 日	第 5 回原案作成部会	生涯学習アンケートから
平成 24 年 1 月 18 日	第 6 回原案作成部会	生涯学習推進会議・推進部について
2 月 15 日	第 7 回原案作成部会	協働・新しい公共・コミュニティづくりについて
3 月 6 日	生涯学習推進会議	計画策定に向けて
3 月 21 日	第 8 回原案作成部会	社会教育委員について
4 月 19 日	第 9 回原案作成部会	検討原案について
5 月 16 日	第 10 回原案作成部会	検討原案について
6 月 28 日	第 11 回原案作成部会	これからの進め方について（文教大学 野島正也教授）
7 月 25 日	第 12 回原案作成部会	検討原案について
8 月 2 日	生涯学習推進会議	検討原案について
8 月 22 日	第 13 回原案作成部会	検討原案について
9 月 19 日	第 14 回原案作成部会	検討原案について
9 月 26 日	第 15 回原案作成部会	検討原案について
10 月 17 日	第 16 回原案作成部会	検討原案について
10 月 23 日	生涯学習推進会議	検討原案について
10 月 24 日	第 17 回原案作成部会	検討原案について
11 月 21 日	第 18 回原案作成部会	検討原案について
12 月 5 日	第 19 回原案作成部会	検討原案について
12 月 21 日	第 20 回原案作成部会	検討原案について
平成 25 年 1 月 17 日	第 21 回原案作成部会	検討原案について
1 月 28 日	第 22 回原案作成部会	原案について（文教大学 野島正也教授）
2 月 15 日	第 23 回原案作成部会	検討原案について
3 月 5 日	第 24 回原案作成部会	検討原案について

3月18日		検討原案指導について（東京国際大学 栗原 保講師）
3月25日		検討原案指導について（東京国際大学 栗原 保講師）
4月12日	第25回原案作成部会	検討原案について
4月23日	第26回原案作成部会	検討原案について
5月28日	生涯学習推進会議	検討原案について
7月25日		推進会議議長から提言提出
8月13日～ 9月12日	パブリックコメント	
9月26日	第27回原案作成部会	市民意見提出制度（パブリックコメント）について
12月5日		市長決裁



久喜市の生涯学習ロゴマーク

久喜市生涯学習推進計画

平成26年2月

発行 久喜市
編集 久喜市教育委員会（教育部生涯学習課）
T e l : 0480-85-1111 (代表)
Email : shogaigakushu@city.kuki.lg.jp
